

# 八街市木造住宅

## 耐震診断費助成制度

市では、地震時における木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するため昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成します。

○対象となる建築物  
次の全てに該当する建築物が対象となります。

○対象となる建築物  
ア本市に建築されていること。  
イ昭和56年5月31日以前に建築、または着工された一戸建て住宅または併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。  
ウ柱、梁その他の構造部が木材の在来軸組工法により造られていること。  
エ地上階数が2以下であること。

○対象者  
補助金の交付を受けることができる方は、木造住宅を所有し、かつ、居住している方で、当該木造住宅の耐震診断を行う次の各号のいずれかに該当するものとします。

- 1 本市の住民基本台帳に記録されている方
- 2 本市の外国人登録原票に登録されている方
- 補助金の額  
木造住宅の耐震診断に要する経費の3分の2以内の額とし、8万円を限度とします。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- ※ご注意  
・耐震診断を実施する前に耐震診断士を選定し、診断費用の見積書を作成し、申請の手続きを行ってください。
- ・交付決定以前に着手した場合には、補助金の交付を受けられません。
- ・耐震診断の実施は、交付決定（変更交付決定）の通知を受けた日から60日以内または1月末のいずれか早い日までに行ってください。
- ・耐震診断が完了した日から2週間以内に実績報告を行うってください。
- 詳しくは、市役所都市計画課 ☎ 443-11430 へ。

東北関東大震災の影響により電力が不足しています。節電にご協力ください。

# 平成23年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

### ◎固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分をご確認いただけるようにするとともに、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方に、権利の目的である固定資産の課税内容をご確認いただくための制度です。

**閲覧期間** 平成24年3月31日まで（土曜・日曜日、祝日、年末年始期間を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※毎月最終日曜日は市役所の日曜開庁日です。固定資産課税台帳を閲覧することができます。

**ところ** 市役所課税課

	閲覧できる方	閲覧対象	手数料	お持ちいただくもの
名寄帳	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1枚 (18件以内) 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
課税台帳記載事項証明	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1枚 (5件以内) 300円 2枚目以降は 1枚100円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
	借地人・借家人 ※対価が支払われるものに限り	借地・借家の対象である土地・家屋		賃貸借契約書の写しなど、使用や収益の権利を証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの
	固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める方	権利の目的である固定資産		総務省令で定められている方であることを証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

※固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料は、5月2日まで無料となります。

### ◎土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方が自己の所有する土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについてご確認いただくための制度です。このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります。（土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。）

なお、土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さを確認するという縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請については、応じることができません。

**閲覧期間** 5月2日まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※4月24日は市役所の日曜開庁日です。土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

**ところ** 市役所課税課

	縦覧できる方	手数料	お持ちいただくもの
土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産税の納税者、納税管理人、納税者の代理人	無料	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります

詳しくは、市役所課税課 ☎ 443-11116 へ。